

審議会委員 意見・質問書

1. 諮問に至る経緯	P 1
<p>意見</p> <p>質問</p> <p>(1) 観光目的税の導入は、全国各地であまり見られないが、負担者の妥当性とは具体的に何を指すのか。</p> <p>(回答：企画財政課)</p> <p>観光産業を主幹産業とする本市は、多くの観光客、宿泊客の来訪に伴い、ごみ処理量の増加、定住人口に加え夜間・日中に観光客、宿泊客が滞在していることを想定して消防・救急体制を整備する必要があり、定住人口から考えられる規模と比較すると、より大きな能力を持つことが必要となります。観光客、宿泊客の皆様は「熱海の街に清潔なイメージを持っていただくこと」、「災害や急病などの時でも安全安心でいていただくこと」は観光地として重要ですし、何よりも「ごみ処理」、「消防・救急」は市民が365日、清潔で安心して暮らす根幹となるサービスであり、市民が主な受益者です。これらの経費は入湯税及び別荘等所有税の一部を充て、残りは市民が今後も負担していくべきものと考えていますが、花火大会など誘客イベント、誘客コンテンツの充実、観光情報の発信などの観光振興施策の主たる受益者は観光客、宿泊客となります。人口減少に伴い、税金も減少する見込みなどから、今後は熱海市民だけで観光振興財源を全て負担し続けることは困難となっていくことが想定されます。</p> <p>このような理由から観光振興に資する観光目的財源を観光客、宿泊客の皆様は負担を分かちあっていただくことには、一定の合理性があると考えております。</p>	
2. 熱海市の現状	P
(1) 人口推移	1～2
<p>意見</p> <p>(1) 少子高齢化による人口減少は今さらではなく、以前より指摘されてきました。</p> <p>地場産業が少なく若年層の人口流出も問題</p> <p>質問</p>	

(2) 歳入の状況	2～3
<p>意見</p> <p>(1) 納税者（現役世代）の割合が少ないので、歳入の減少が進むのは确实</p> <p>質問</p> <p>(1) 市歳入の根幹となる固定資産税が減少した原因を市として検証しているのか、固定資産税を増やす研究を市として考えたことはあるのか。</p> <p>（回答：企画財政課）</p> <p>固定資産税の減少要因は、土地、家屋において、土地は3年に一度の評価替えがあり、地価は一部商業地では上昇するも、一般の住宅地では減少し続けていること、また、家屋につきましても、既存家屋は経年減点により減少していきます。固定資産税が増加する要素としては、土地の売買価格が上昇するなど地価が上がることや新築家屋（特にホテル、マンション）の増加があげられます。これらの現象を誘発するためにも、本市が魅力的となり、民間の投資を呼び込むことが必要と考えます。</p>	
(3) 産業の状況	3～4
<p>意見</p> <p>(1) 若者が求める職種と地域に有る職種のギャップがあるのではないか。</p> <p>質問</p>	
3. 観光振興に資する財源の必要性	P
(1) 熱海市における観光振興の責務	5
<p>意見</p> <p>(1) 観光に関わる産業や市民が多く、収入面でも大きく依存している現状では当然と考える。</p> <p>質問</p>	

(2) 熱海市における観光振興の効果等	5～7
<p>意見</p> <p>質問</p> <p>(1) 花火大会が一番目につきますが、宿泊客を増やすのであれば、平日より休日前の方が効果があるのではないか。</p> <p>(回答：観光経済課)</p> <p>花火大会の開催日につきましては、最近では夏季以外では土・日曜日の開催が多い傾向にあります。旅館組合との協議のうえ、宿泊効果の高い日程を設定させていただいております。</p> <p>宿泊効果に繋がるよう、開催日の決定、効果的な周知に努めてまいります。</p>	
(3) 観光客による消費の増加が熱海市に与える影響	7～8
<p>意見</p> <p>(1) 熱海に来ていただくだけで交通費から食事代、お土産等、お金を使っただくことはありがたい。</p> <p>質問</p>	
(4) 観光振興施策の受益者と負担を求めることの妥当性	8
<p>意見</p> <p>(1) ごみ処理や消防といった主には住民向けの公共サービスの財源の確保が必要であるという記述も重要であり、ここも是非重要視していただきたいと考える。</p> <p>(2) 人口減に伴う財源不足が推計される中、日常生活を快適に安全に維持するためにも、観光客にも納得できる範囲で負担してもらうことは賛成する。</p> <p>(3) 食堂、レストラン、コンビニ、旅館、ホテル等から出るゴミの処分費、公園、公衆トイレの清掃、街灯、ライトアップ等の経費を事業者、市民だけで賄うには限界が有り、観光客に負担してもらうことも有りだと思ふ。</p> <p>質問</p> <p>(1) 宿泊客は泊まる時に消費税を納め、入湯税で二重課税、更に宿泊税を納める事を黙って納得するのか。入湯税徴収の際には資源保護との名目で徴収意義の条文にも記されたが、今回では一般財源の様だが今回の税が目的通り使われる保証があるのか。</p> <p>(回答：企画財政課)</p> <p>法定外目的税として、その目的のために税をかけ、それに使うと納税者に約すものです。また、国による同意を得るにも、その目的を達成するために課するとしており、国と納税者の両方に約束しているものです。</p>	

4. 観光振興に係る行政需要	P 8～9
<p>意見</p> <p>(1) 観光振興のための経費は、その時々で変わってくるとも考えます。何らかのルールは設けつつも、点検ができるような取り組みがあるといいのではないかとこの印象を受けました</p> <p>(2) 必要財源が具体的に明示されている。</p> <p>質問</p> <p>(1) 観光目的税は、受益者にその目的を十分に説明するとあるが、その趣旨説明は、だれがどの時点で告知するのか。</p> <p>(回答：税務課)</p> <p>宿泊税の導入が決まった際には、ホームページや報道機関等を通じた情報発信、鉄道会社等の公共交通機関への周知協力依頼等により幅広く広報活動を行います。また、今回の宿泊税は、入湯税と同様に、宿泊者から宿泊施設が徴収し市に納入する特別徴収の方法を予定していることから、宿泊施設が宿泊者への説明の際に活用できるパンフレット等の広報資材を作成し、各宿泊施設に提供したいと考えています。</p>	
5. 観光目的財源の負担のあり方	P
(1) 受益者に負担を求める場合の考え方の順序	9～10
<p>意見</p> <p>質問</p> <p>(1) 受益者の担税力＝観光旅行に訪れる者には資力があり、一定程度の担税力を有するとあるが、有る者、無い者の区分けはどこで判断し、その基準は何か。</p> <p>(回答：企画財政課)</p> <p>観光旅行に訪れ、宿泊施設に宿泊することは、奢侈的特性があり、一定程度の資力を有するものと考えます。そのうえで、今回提案している200円程度（宿泊料に比べ数%）のご負担はいただける者としており、担税力が無い者についての定義をしているわけではありません。</p>	

(2) 自主財源の確保のための各手法の選択基準に対する比較	10
<p>意見</p> <p>質問</p> <p>(1) 「課税対象の捕捉に係る技術と徴収コスト」について、</p> <p>ア 各徴収義務者は、その経費（課税システム、コンピューターシステムの変更コスト）は誰が負担するのか。</p> <p>（回答：税務課）</p> <p>宿泊税の徴収や申告納入に要する事務経費等は、特別徴収義務者が負担することになりますが、その負担軽減に資する対応として初期費用助成や期限内納入奨励に関する支援制度の創設等を考えております。</p> <p>イ 消費者（宿泊者）新課税の告知や、旅行関連業者・団体への告知やそれに係る経費の負担はどうするのか。</p> <p>（回答：税務課）</p> <p>宿泊税の導入が決まった際には、ホームページや報道機関等の様々なメディアを通じて幅広く広報活動を行うことで周知を図るとともに、関係団体向けの説明会の開催も考えております。</p> <p>なお、今回の宿泊税は、入湯税と同様の特別徴収の方法を予定していることから、宿泊施設が宿泊者から徴収する際などに宿泊税に関する説明を行っていただくこととなりますので、市において様々な広報資材を作成し、各宿泊施設に提供します。</p> <p>また、旅行関連業者等への周知に関しましても、宿泊施設から提携の関連業者等への協力をお求めいただくとともに、市からは、実務上の費用負担等の軽減につながる支援制度の創設等により対応したいと考えております。</p> <p>なお、これらの告知等にどれだけの費用が掛かるのかを測りつつ、宿泊税の徴収経費として算定する予定としております。</p>	
(3) 租税による負担について	10～11
<p>意見</p> <p>(1) 租税に負担を求める分、その使い道の公開などの情報公開をお願いしたい。</p> <p>質問</p>	

意見

- (1) 市民には直接的な影響は少ないと考えるが、創設後に観光客やホテル、旅館等の観光産業に有意義な施策が実行できるようにしなければ。

質問

- (1) 宿泊客からは簡便に捕捉できるというが、税額の大小に関係なく敏感だ

※入湯税導入では、宿業者が負担することが多くなった。

※たかが200円でも消費者は敏感だ

(回答：企画財政課)

入湯税同様、宿泊税の場合は宿泊業者の皆様に納税者たる行為者から税を徴収し、納税していただきます。その点から、先行導入自治体では、概ね100円から1,000円の宿泊税となっており、200円が一番多い税率となっています。

6. 宿泊税の導入検討にあたっての基本的な論点	P
	1 2～1 3
<p>意見</p> <p>質問</p> <p>(1) 新税創設に当たっては、十分な時間と納税者、徴収義務者への十分な説明が必要と思うが。</p> <p>※入湯税の様に宿泊施設の徴収漏れはないのか。</p> <p>(回答：税務課)</p> <p>宿泊税の導入に際しましては、条例制定から課税開始までの間、十分な周知期間を設ける必要があると考えており、周知期間中は、関係団体等への説明会の実施やホームページ・報道機関等の様々なメディアを通じた広報活動を行います。</p> <p>宿泊税の徴収は、入湯税と同様の特別徴収の方法を予定していることから、特別徴収義務者となる宿泊施設が納税者から宿泊税を徴収し市に申告納入することとなります。</p> <p>税の公平性を確保する観点から、本市では、定期的に入湯税について特別徴収義務者を訪問し、帳簿等の入湯者情報の確認を行っており、必要に応じて適正な申告をするよう指導をできてきております。</p> <p>宿泊税についても、これと同様に確認・指導を行うことにより、適正な申告納入につなげたいと考えております。</p> <p>(2) 泉地区には旅館、ホテルが4件ほどありますが、川を挟んで湯河原の温泉街です。湯河原町では宿泊税の導入は無いとのことなので、泉の事業者が不利益にならないか。</p> <p>(回答：観光経済課)</p> <p>泉地区につきましては、湯河原町と一体となり誘客事業に取り組んでいただいているところであり、国の旅行支援事業などにおいてもご指摘のような懸念事項があるものと承知しております。</p> <p>宿泊税の導入が泉地区の事業者様に不利益とならず、宿泊者の利便性・満足度を高められるよう、泉地区への誘客促進事業を地元観光団体等と連携し進めていく必要があるものと考えております。</p>	

7. 宿泊税の課税要件	P
(1) 課税客体、課税標準及び納税義務者	15
<p>意見</p> <p>質問</p> <p>(1) 先行導入自治体で出ているクレーム、不満、苦情、問題点等の把握等の調査はしているのか。また、具体的にどのようなクレーム、不満等が出ているのか。</p> <p>(回答：税務課)</p> <p>宿泊税を先行導入している自治体に対し調査したところ、一部の自治体からの回答で「宿泊者から宿泊税を徴収されることに対する不満の声を寄せられた」等の意見を特別徴収義務者から数件受けているとのことでしたが、自治体に直接には、宿泊者からの意見は特に受けていないとのことでした。</p> <p>また、特別徴収義務者からは、申告納入の電子化等への対応を求める意見やフロント業務の負担増等の制度運用に関する意見を受けたとの回答もありました。</p> <p>今後、これら先行自治体の事例を参考にしながら、納税義務者となる宿泊者及び特別徴収義務者となる宿泊施設が抱きうる意見を検証した上で、宿泊税の導入に向けて十分な周知期間を設ける中で、皆様からの理解を得られるようしっかりと運用準備に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(2) 消費税、入湯税、宿泊税を導入している地区がどれだけあるのか。その影響は調査してあるのか。</p> <p>※入湯税を上げる方が徴収義務者（宿泊業者）は簡便なのにそれではいけない理由は何か。</p> <p>(回答：税務課)</p> <p>現在、宿泊税を導入又はその予定としている自治体は9団体（東京都、大阪府、福岡県、京都市、金沢市、福岡市、北九州市、倶知安町、長崎市※未施行）あり、それら全ての自治体で入湯税を課している状況となっています。</p> <p>そのうち、福岡市のみが宿泊税の導入に伴い入湯税の税率を引き下げっていますが、それ以外の自治体では従前の税率のままとなっています。</p> <p>宿泊税を先行導入している自治体に宿泊税を導入したことによる宿泊者数への影響を調査したところ、「確認していない」や「不明」との回答を受けております。こうした回答となった原因としては、近年（平成30年～令和2年）で導入している自治体が多く、コロナ禍の時期と重なっており、「宿泊税の導入前後の影響度合いの比較ができない」との回答をいただいております。</p> <p>なお、入湯税の超過課税に関しましては、観光振興を図る施策に要する経費の安定的な財源を求め中、その受益者となる客体としては、入湯行為者よりも宿泊行為者の方が広く捕捉できるため、この考え方を宿泊税を導入する妥当性のひとつの要素として捉えております。</p>	

(2) 特別徴収義務者、徴収方法及び申告期限	15～16
意見 (1) 入湯税と同様に行われることに異論なし。	
質問	
(3) 税額 (税率)	16～17
意見 (1) 他市町等の取り組みも大事ですが、財政需要との関係で決まっているのであれば妥当と考える。	
質問	
(4) 免税点、課税免除	17～18
意見	
質問	
(5) 課税期間 (見直し期間)	18
意見 (1) 観光振興のための税であることから、見直し期間は観光動向との関係で考えることが理想的ではあるが、まずはやってみてどうなるかということ把握することが重要かと考える。	
質問	
(6) 罰則	18～20
意見	
質問	